

○宮崎大学 I R センター規則

〔平成 25 年 7 月 25 日〕
制 定

改正 平成27年10月22日 平成28年 3 月25日
平成29年 3 月23日 令和 3 年10月 1 日
令和 4 年 6 月23日 令和 6 年 3 月29日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宮崎大学 I R センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、宮崎大学における、教育・研究・社会貢献・大学経営等に関する情報を収集・分析することにより、大学の機関研究（以下「I R」という。）の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 情報の収集・管理に関すること。
- (2) 情報の分析・提供に関すること。
- (3) I R の普及・促進に関すること。
- (4) I R に係わる中期目標・計画及び年度計画実施に関すること。
- (5) I R の大学間連携作業に関すること。
- (6) その他センターに関して必要な事項

(部門)

第 4 条 センターに、前条の業務を円滑に遂行するために、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教学部門
- (2) 学術研究部門
- (3) 経営戦略部門

2 前項の部門の業務は、別表のとおりとする。

(職員)

第 5 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任教員
- (4) 兼任教員
- (5) 兼任職員
- (6) その他センター長が必要と認めた教職員

2 前条第 1 項の部門に部門長を置くことができる。

(センター長)

第 6 条 センター長は、センター業務を統括する。

2 センター長は、副学長（目標・評価担当）をもって充てる。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第8条 第5条第2項に基づき部門長を置くときは、同条第1項に掲げる教職員の中からセンター長が指名する。ただし、特別の必要があると認められるときは、センター長が兼務することができる。

(専任教員)

第9条 専任教員は、第3条の業務を処理する。

2 専任教員の選考に係る事項については、別に定める。

(兼任教員)

第10条 兼任教員は、第3条の業務を補助する。

2 兼任教員は、センター長が指名する。

3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任職員)

第11条 兼任職員は、第3条の業務を補助する。

2 兼任職員は、センター長が指名する。

3 兼任職員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 兼任職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第12条 センターの事業及び運営等に関する基本的事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(秘密の保持)

第13条 センターの業務に携わる者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第14条 センターの事務は、企画総務部企画評価課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に選出される第4条第2号及び第4号の職員の任期は、第6条第3項及び第8条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される第 5 条第 2 号、4 号及び第 5 号の職員の任期は、第 7 条第 3 項、第 10 条 3 項及び第 11 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

部門名	業 務
教学部門	入試、修学状況及び就職などの教学に関するデータの収集・分析
学術研究部門	研究業績や外部資金などの学術に関するデータの収集・分析
経営戦略部門	経営戦略に関するデータの収集・分析